

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業等の皆様へ

石岡市中小企業等 事業継続給付金

支給要件を一部見直し
申請期間を延長します！！

令和2年1月～12月のいずれか1ヶ月における売上高が前年同月と比較して、**30%以上50%未満**の割合で減少している市内に事業所がある中小企業者（農業、製造業、NPO法人など）の皆様へ事業継続給付金を交付します。

※ 国の「持続化給付金」の対象となる方（既に給付された方）は申請できません。

給付金額

会社等：**20**万円

個人：**10**万円

会社、会社以外の法人の方

個人事業主、フリーランスの方

※給付金の交付は、1中小企業者1回限りです。

受付期間

令和2年**6月29**日（月）～令和3年**1月29**日（金）まで

※令和3年1月29日（金）当日消印有効

※予算額に達した場合は、その時点で給付金の申請受付は終了となります。

交付対象者

- 石岡市内に事業所を有する中小企業者又は個人事業主（フリーランス含む）
- 必要な許認可を取得のうえ、給付金の申請日までに3ヶ月以上引き続き市内で事業を営み、今後も事業を継続していく意思があること
- 新型コロナウイルス感染症による影響のため、令和2年1月～12月のいずれか1ヶ月における売上高等が前年同月と比較して30%以上50%未満の割合で減少していること（小数点以下切捨て）
- 令和2年1月から12月までの各月の売上高で、前年同月比50%以上減少した月がないこと
- 市税（法人にあっては代表者の市税を含む）を滞納していないこと

※その他にも要件があります。詳細はホームページでご確認ください。

申請方法

郵送又は窓口申請 ※**新型コロナウイルス感染症予防防止のため、郵送受付にご協力をお願いいたします。**

【宛先】

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 商工課 宛

ホームページからダウンロードしてください。

申請書

申請書は、市役所本庁舎（商工課）、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会でも受取れます。



提出書類 下記【1】～【8】

書類に不備がある場合、交付までに時間を要することとなりますのでご注意ください。

【1】「給付金交付申請書」（様式第1号）

- ・「振込先」欄に不備がある場合、給付金の入金が出来ませんので、記入間違いがないよう作成してください。

【2】「申請時チェックリスト」（様式別紙）

- ・チェックリストの項目をご確認のうえ、「申請者チェック欄」にチェックをし、必ず申請書に添付してください。

【3】「売上高等減少申告書・誓約書（通常版・開業後1年未満版）」

- ・申請者の「主たる業種」を必ずチェックしてください。
- ・前年同月からの減少率の計算式に数字を記入し、減少率を計算してください。**（小数点以下切捨て）**
- ・「誓約・同意事項」を必ずご確認のうえ、記名・押印をしてください。
- ・創業後3ヶ月以上1年未満の場合は「開業後1年未満版」の申告書を提出ください。

【4】「令和元年分の確定申告書類の写し」

- ・法人 ⇒ ①「確定申告書別表第一」（1枚）及び
②「法人事業概況説明書」（表面及び裏面）
- ・個人 ⇒ ①「確定申告書第1表」及び
①所得稅青色申告決算書（青色申告の場合、1～2枚目）又は
収支内訳書（白色申告の場合、1枚目）



A
参考

【5】申請日時点で、市内で3ヶ月以上事業を営んでいることが確認できる書類

- ①個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ②営業許可書の写し
- ③賃貸借契約書の写し
- ④HPの会社案内（市内所在地が分かるもの）
- ⑤公共料金の支払い領収書の写し（3ヶ月分必要となります）

法人：②～⑤のいずれかを提出 個人：①～⑤のいずれかを提出

【6】「令和2年1月～事業継続給付金申請月の前月末までの全ての売上高」

- ・月別の売上台帳、月別試算表（損益計算書部分のみ）等

【7】「前年の1月～12月までの売上高」が分かる書類（確定申告書類で月別の売上高の記載があれば不要）

- ①上記【4】「令和元年分の確定申告書類の写し」で「所得稅青色申告決算書（農業所得用）」又は「収支内訳書（白色申告の場合）」を提出した場合
- ・月別の売上台帳、月別試算表（損益計算書部分のみ）等
- ②令和2年1月以降に創業し、令和3年に確定申告をする場合や創業後1年未満の場合
創業後1年未満で、前年の売上高と比較困難な場合は、「令和2年1月～12月のいずれか1ヶ月の売上高」と「当該月の直前2ヶ月間の売上高」が分かる書類が必要になります。
※当該月の直前2ヶ月の売上高の平均が算出できない場合は、当該月の直前1ヶ月の売上高が分かる書類を提出してください。

【8】給付金の申請者名義の預金通帳の写し（給付金振込先）

- ・通帳を開いて1～2枚目の写し
- ・ネット銀行の場合は画面データ



B
参考

参考

- 法人事業概況説明書（両面）
- 所得稅青色申告書決算書（1 - 2 枚目）



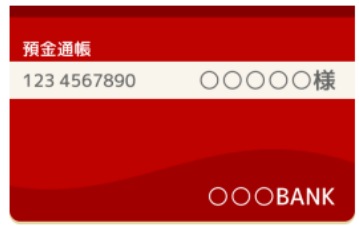
B 申請者名義の口座の通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。

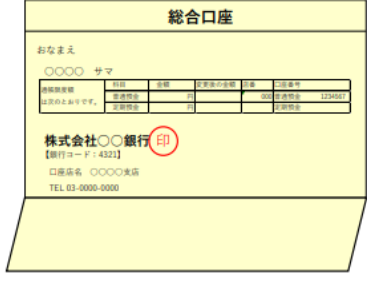
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

主なQ & A (詳細は市公式ホームページをご確認ください)



Q1 一般社団法人や一般財団法人などは対象となりますか。

給付要件を満たす法人は対象となります。他にも、特定非営利活動法人（NPO）、医療法人、農業法人、社会福祉法人、学校法人なども対象となります。ただし、宗教上の組織若しくは団体及び政治団体、任意のグループなどは対象とはなりません。

Q2 石岡市外に本社（主たる事業所）があり、事業所の一部が石岡市内にある場合は対象者となりますか。

本社（主たる事業所）が市外の場合でも、給付金の申込みの日以前、石岡市内に3ヶ月以上事業所があれば対象となります。また、申請書に石岡市内の事業所の所在地を記入していただき、確定申告書類の写し、営業許可書の写し等、市内で事業をしていることが分かる資料を添付してください。

Q3 売上高は法人全体で計算をすれば良いですか。

売上高につきましては、法人全体で計算をしてください。市外に本店（及び事業所）がある場合も含め、全体で計算をしてください。

Q4 売上高について、法人全体としては売上高減少率30%以上50%未満を満たさないが、石岡市内の事業所としては要件を満たしています。この場合、申請は可能ですか。

売上高は、事業所単位ではなく法人単位で計算をすることから、法人全体として売上高減少率30%以上50%未満を満たしていない場合、対象外となります。

Q5 確定申告書類を紛失しました。どうすれば良いですか。

土浦税務署で再発行できますので、手続きをお願いいたします。

Q6 給付金が振り込まれるまでどれくらいの時間がかかりますか。

申請書類に不備がない場合、申請書が到達してから2週間程度で指定口座へ入金いたします。

申請先及び
お問合せ先

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1
石岡市役所経済部商工課
TEL：0299-23-5501 FAX：0299-24-5358

